八　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

九　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与（介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

十　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

第八条　法第十七条の二十四第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

八　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第十七条第八号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

九　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与（介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。第十七条第九号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

十　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。第十七条第十号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

第八条　法第十七条の二十四第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。第十八条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。第十八条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

第九条　法第十七条の二十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

（法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一～四　（略）

五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　当該事業所の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の別及び提供する居宅療養管理指導の種類

ニ～チ　（略）

六～十　（略）

十一　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ～ト　（略）

第九条　法第十七条の二十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。第十九条第八号において同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

（法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一～四　（略）

五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　当該事業所の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。第十七条第四号ハにおいて同じ。）の別及び提供する居宅療養管理指導の種類

ニ～チ　（略）

六～十　（略）

十一　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ～ト　（略）